

平成30年社会福祉法人御殿場市社会福祉協議会規程第6号

社会福祉法人御殿場市社会福祉協議会ホームヘルパーステーション指定訪問  
介護・訪問型サービス事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人御殿場市社会福祉協議会が開設する御殿場市社会福祉協議会指定訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業による訪問型サービス（以下「指定訪問介護等」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の終了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定訪問介護等を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 訪問介護員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行うものとする。

2 指定訪問介護等の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 指定訪問介護等を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 ホームヘルパーステーション

(2) 所在地 御殿場市萩原988番地の1（御殿場市民交流センターふじざくら内）

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者（以下「従業者」という。）の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人（社会福祉協議会介護事業課長兼務）

管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) サービス提供責任者 3人以上（常勤職員）

サービス提供責任者は、指定訪問介護等の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画又は訪問型サービス計画の作成等を行う。

(3) 訪問介護員等 常勤換算2.5人以上（サービス提供責任者を含む。）

訪問介護員等は、指定訪問介護等の提供に当たる。

(4) 事務職員 1人（常勤 他の職務と兼務）

事務職員は、必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日、営業時間、サービス提供日は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日から翌年1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時15分から午後5時までとする。

(3) サービス提供日 月曜日から日曜日までとする。

(4) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定訪問介護等の内容、利用料等）

第6条 指定訪問介護等の内容は次のとおりとし、指定訪問介護等を提供した場合の利用料の算定は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護等が法定代理受領サービスであるときは、負担割合証に準じた割合の額を自己負担とする。

(1) 身体介護

(2) 生活援助

2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

（緊急時等における対応方法）

第7条 訪問介護員等は、指定訪問介護等を実施中に、利用者の体調に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

（通常の指定訪問介護等の実施地域）

第8条 通常の指定訪問介護等の実施地域は、御殿場市の区域とする。

（虐待の防止に関する事項）

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を利用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等利用者

を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町又は都道府県に通報するものとする。

(衛生管理等)

第10条 事業所は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、若しくはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(身体拘束等の禁止)

第11条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命若しくは身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(就業環境の確保)

第12条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的關係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修

及び訓練を定期的実施するものとする。

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 月1回

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人御殿場市社会福祉協議会の会長が定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、承認の日から施行し、平成30年4月1日から施行する。

- 2 社会福祉法人御殿場市社会福祉協議会ホームヘルパーテーション指定（介護予防）訪問介護事業所運営規程（平成22年1月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。（令和6年3月27日制定）